

びわこリハビリテーション専門職大学 競争的資金等に関する不正防止計画

2020年5月1日 制定

2021年8月1日 改定

本学における公的研究費の適正な執行を確保し、不正を防止するため、びわこリハビリテーション専門職大学競争的資金第10条第1項及び第2項、びわこリハビリテーション専門職大学研究活動の不正行為に関する規程第10条第1項に基づき、次のとおり「びわこリハビリテーション専門職大学競争的資金等に関する不正防止計画」を定める。

1. 管理体制の明確化

競争的資金の運営・管理を適正に行うために、びわこリハビリテーション専門職大学の運営・管理に関わる体制を学内外に公表する。

2. 物品等の納入及び検収

- (1) 本学に納入される物品の検収は、「びわこリハビリテーション専門職大学競争的資金等の物品発注手続き及び物品研修業務に関する取扱規程」に基づき実施する。
- (2) 取引業者に対し、競争的資金等の適正な使用と管理について説明を行う。
- (3) 取引業者に対して、誓約書の提出を求め、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止などの措置を講じる。

3. 出張の事実確認

- (1) 研究者が、当該研究に係る用務のための出張については、【出張願】にて事前に申請を行う。
- (2) 研究者は出張後、速やかに【出張報告書／旅費精算】に出張報告を申請し、出張の事実を確認できる領収書や証憑書類(大会要旨等)を添付する。

4. 謝金の事実確認・雇用管理

- (1) 研究者は謝金の使用を必要とする場合は、事前に総務グループへ連絡する。
- (2) 当該研究における研究の補助者等への謝金は、事実に基づいて支出する。
- (3) 謝金の支出に関しては、勤務の事実を確認できる出勤簿等を提出する。
- (4) 総務グループは提出された出勤簿等により厳正に事実確認をする。
- (5) 非常勤雇用者の雇用管理は、原則として事務部門が実施する。
- (6) (5)の管理については、総務グループまたは人事グループが採用時に、面談や勤務条件の説明、勤務内容の確認などを行なう。

5. 監査の実施

- (1) 競争的資金の適正な使用を確認するために、必要に応じ、監査を行う。
- (2) 監査を行った結果、問題点等を確認した場合は、最高管理責任者に対して必要な措置を講じるよう求める。

6. 不正使用等に係る通報等の取扱い

- (1) 不正使用等に係る通報等については、「びわこリハビリテーション専門職大学競争的資金等の不正行為に関する規程」に基づき適正に取り扱う。
- (2) 通報の方法とあわせて、通報者及び調査協力者の保護に十分留意する。

7. 教職員への周知徹底

- (1) 最高管理責任者は、競争的資金等に係る規程等を周知徹底し、教職員の意識向上と研究活動における不正防止を図る。
- (2) 競争的資金等の公募に係る説明会を通じ、競争的資金等の適正な運営・管理について周知し、不正な使用の防止を図る。

8. 不正防止計画の公表等

- (1) 最高管理責任者は、この不正防止計画を公表する。
- (2) 競争的資金等の使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検と見直しを行う。

競争的資金等の不正防止に向けた具体例

この具体例は、文部科学省や他研究機関において現在まで発生した不正等に関係した要因等を例示し、本学における不正防止に向けた取り組みについて参考とするものである。

事項		不正発生の要因など	不正使用防止に向けた取組
管理運営体制		競争的資金等の運用に関する認識不足による管理運営体制が不明確である。	不正使用など防止に向けた管理運営体制を明確化し、ホームページにて学内外に公表する。
予算執行		研究費の執行状況を把握していないため、年度末に研究費の執行が集中する事態が発生する。	研究計画に基づいて、予算施行状況の確認を行い、必要に応じ改善を求める。
物品等	納品・検収	取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことにより、不正な取引に発展する。 検収業務が受領印による確認のみ等、形骸化している。 研究内容に適した物品かの不明確さが、不正に発展する。	不正な取引は教職員等と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、業者より誓約書を徴収する。 不正な取引を行った業者については、取引停止等の処置を行う 検収は総務課にて実物を確認してから検収印を押印する。 購入時に通常使用ではなく、研究内容に即したものである理由を記載し、申請する。
旅費	出張確認	出張事実の確認が不十分で、カラ出張が発生する要因となる。 正規価格の航空券で支払請求し、実際はその航空券をキャンセルしやすい航空券を購入に差額を不正取得が発生する。	出張前に出張願を提出し、出張後に出張報告とともに、出張の事実を確認できる領収証や航空券の半券、証憑書類(大会の趣旨等)を添付する。 必要に応じて、出張に関する照会や事実確認を行う。
謝金	実施確認	実態確認ができておらず、カラ謝金が発生する要因となる。	謝金が発生する場合は、事前に総務課に連絡する。謝金の支出に関しては、出勤簿にて勤務実態の把握を行う。
窓口	相談窓口	競争的資金に関する相談窓口がない。	相談窓口を公開し、ルール周知を図るため日常的に指導助言を行う。
	通報窓口	学内外からの通報を受ける窓口がない。	通報窓口をホームページ上に公開することにより、不正の早期発見、牽制を行う。
意識の向上		公的資金であるという意識が希薄である。	公的研究費などの管理・運営に関わる全ての教職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、誓約書の提出を求める。

コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

びわこリハビリテーション専門大学では競争的資金等規程第5条第5項に定めるコンプライアンス教育及び啓発活動の具体的計画を以下のとおりとし、この実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

対象	すべての構成員
第1四半期	不正防止の取組の情報共有 採択結果
第2四半期	コンプライアンス研修会
第3四半期	e-ラーニングによる理解度チェック ポスター掲示
第4四半期	内部監査の結果を踏まえた具体的な対応策の検討 役員会（審議又は意見交換）内部監査の結果

コンプライアンス研修会は、不正防止対策の理解や意識を高める内容とし、具体的な事例を盛り込み、機関への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、機関における不正対策について説明する。